

護

自然の美しさや暮らしの安心を、みんなで護りあうまちづくり

基本目標 2

2-1 地域福祉機能の充実

現状と課題

全国的には、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化、生活不安の増大などを背景に、止まることのない人口減少の進行により、近所付き合いをはじめとしたコミュニティ活動が少しずつ停滞している地域も見受けられはじめている状況にあります。

町では、見守りや支え合い機能充実のため「SOSネットワーク事業※」、「宅配移動便利サービス※」、「地域見守り活動連携協定※」など体制整備に取り組んできました。

今後ますます加速する少子高齢化に対しては、地域住民・関係団体・各事業者等と一体となり、それぞれの役割を果たしながら連携・協力して住み慣れた地域で、安心して生活できるよう支援を継続する必要があります。そのためには、公的福祉サービスの充実と共に福祉コミュニティの創出と助け合いの基盤づくりが重要です。

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力して行う日常生活援助活動（互助）、行政が責任をもつ公的福祉サービスの提供（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させることにより、はじめて実現することができます。

生活保護制度※については、全国的に被保護世帯が増加傾向にあり、本町では平成26年度末現在の人口1,000人当たりの生活保護者数は15.5人となっており、適切な指導・援助と自立に向けた支援を進める必要があります。

※SOSネットワーク事業:認知症により徘徊のおそれのある認知症高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期に発見・保護できるよう、関係機関や町民と支援体制を構築し、認知症高齢者等の安全と家族等への支援を図ることを目的とする事業

※宅配移動便利サービス:買い物を代行して宅配するサービス、香典の持参代行などの便利サービス、パンなどの販売を行う移動販売サービスのこと

※地域見守り活動連携協定:地域の中で孤立死の恐れのある世帯等について、日頃から各家庭を訪問するライフライン事業者等による「見守り活動」を行っていただき、警察・消防・行政へ適切な支援につなげることで、地域が安心して暮らすことができる体制作りを図ることを目的とする協定

※生活保護制度:生活に困窮している国民に対して、最低限度の生活を保障するだけでなくとどまらず、さらに積極的にそれらの人々の自立の助長を図ることを目的とした制度



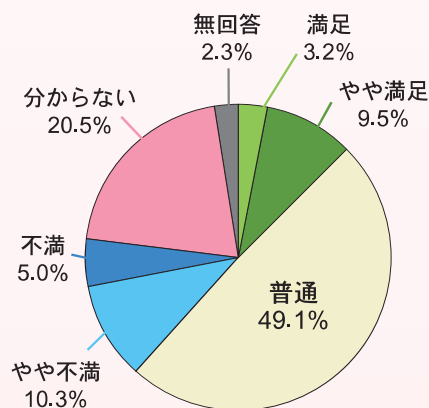
基本的な考え方と指標

〇住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を継続するため、地域住民・関係団体・各事業者等と一体となり、それぞれの役割を果たしながら連携・協力して、公的福祉サービスの充実とともに、福祉コミュニティの創出と助け合いの基盤づくりを進めていきます。

指標名	現在値	前期(H30)	中期(H34)	後期(H38)
市民後見人※ 養成者数	H24 20人	23人	26人	30人

※市民後見人:決められた養成講座を受講した一般町民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わり必要な手続きや本人にとって不利益にならないようなお金の管理などを行う。

満足度（H26 まちづくりアンケート）
福祉に関する地域での支え合い



施策

施策の区分	施策の内容
(1)地域福祉活動の推進	①地域福祉を推進する体制づくり 【保健福祉G】 地域のつながりを深め、社会福祉協議会※と連携を図り地域福祉を推進するとともに、福祉事業者・医療機関・企業等とも連携することでより効果的な地域福祉の推進を図ります。
	②社会福祉協議会の活動充実と支援 【保健福祉G】 人件費補助をはじめ社会福祉協議会への支援により、さらなる地域福祉の活動の充実を図ります。
	③ボランティアセンター※の充実と支援 【保健福祉G】 ボランティアセンター職員の人件費補助、人材の発掘・養成・研修、ボランティアセンターの活動の情報発信等を行います。
(2)利用者の視点に立った福祉サービスの提供	①成年後見実施機関の運営と市民後見人の養成 【保健福祉G】 社会福祉協議会と連携して成年後見実施機関を運営し、総合相談、市民後見人の養成及びフォローアップ、成年後見制度の普及啓発を行います。
	②日常生活自立支援事業※の推進 【保健福祉G】 福祉サービスの利用援助等を社会福祉協議会と連携して推進します。
(3)低所得者への自立の支援	①相談支援体制の充実 【保健福祉G】 生活困窮者の職業紹介、失業手当等に関する相談は、ハローワークへ情報提供します。
	②生活困窮者に対する生活保障と自立の助長 【保健福祉G】 社会福祉協議会の応急援護資金※、生活福祉資金※を紹介します。また、必要に応じて道の自立相談支援機関に情報提供し、支援につなぎます。

※社会福祉協議会（社協）：地域の高齢者や障がい者の在宅生活を支援するために、配食サービスやさまざまな福祉サービスを行っているほか、ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしている組織

※ボランティアセンター：社会福祉協議会の中にある組織で、ボランティア情報の収集と発信、コーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修を行う機関

※日常生活自立支援事業：北海道社協から美幌町社協へ委託されている事業で、地域の判断能力が低下した高齢者や障がい者が自立して生活ができるよう福祉サービスや金銭管理を行う事業

※応急援護資金：美幌町社協が行う事業で、地域の住民に対し、生活費等緊急に資金が必要な場合に貸付を行う資金

※生活福祉資金：北海道社協が行う事業で、低所得者・障がい者・高齢者や離職者を対象に他の貸付制度が利用できない場合使途に応じて貸付し、生活の安定や立て直しを図る資金



自然の美しさや暮らしの安心を、みんなで護りあうまちづくり

関連する計画

計画の名称	計画期間
第2期美幌町地域福祉計画	平成27年度～平成31年度

基本目標 2

2-2 高齢者福祉の充実

現状と課題

全国的に総人口が減少を続ける一方で、高齢化は世界に例を見ないスピードで進み、いわゆる団塊の世代が65歳に到達する平成27年には高齢者人口が大幅に増加し、さらに団塊の世代※が75歳以上となる平成37年には国民の約3割が高齢者になると予想されています。

本町においても高齢化は年々上昇を続け、65歳以上の高齢化人口について平成27年3月末で6,542人と10年前の平成17年度と比べても約1,000人増加しています。

今後も年々増加が見込まれ、そのピークは平成32年度の約7,000人と、町民の約3人に1人が高齢者となるものと予想されており、超高齢社会※におけるさまざまな問題に対して、的確に対応していく必要があります。

※団塊の世代:1947年(昭和22年)～1949年(昭和24年)に生まれた第一次ベビーブーム世代

※超高齢社会:65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の概ね21%を超えた社会



基本的な考え方と指標

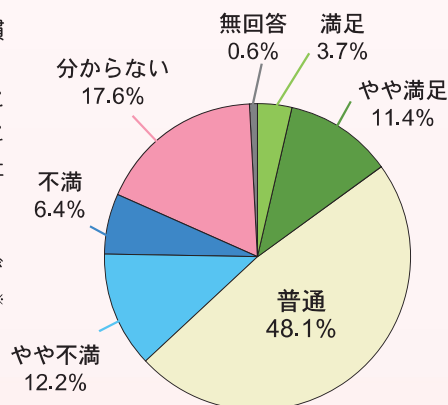
○高齢者施策の推進にあたっては、公的サービスや地域における支え合い等の支援が将来にわたって切れ目なく適切に行きわたる仕組みづくりが必要であり、高齢者が住み慣れた地域で健やかに、安心して生活できる町の実現のため総合的な施策を推進します。また、高齢者の中でも多数を占める比較的元気な高齢者ができる限り健康を保持し、社会との関わりを持続けることができるよう介護予防事業※の充実と推進を目指します。

○今後団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、要介護者※が増加する中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」を一体的に提供する「地域包括ケアシステム※」を地域の実情に応じて構築し、介護保険制度を含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進と円滑な実施を目指します。

○高齢者がいきいきと老後を楽しみ、社会参加や生きがい活動を行うことができるよう、高齢者学級(明和大学)※等の事業を推進します。



満足度(H26 まちづくりアンケート)
高齢者福祉の取り組み



基本目標 2

指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
認知症サポーター※ 養成講座の受講者数	H26	1,763 人	2,000 人	2,320 人	2,640 人

※ 介護予防事業：主に 65 歳以上の高齢者を対象とする訪問型サービス、通所型サービス等の介護予防・生活支援サービス事業と介護予防教室や健康教室等通いの場づくりを推進する一般介護予防事業で構成される。

※ 要介護者：身体または精神の障害のために、入浴・排せつ・食事など日常生活での基本動作について、継続して常時介護を要すると介護保険法に基づき認定された者で要支援 1・2 の要支援者、要介護 1～5 の要介護者に区分される。

※ 地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制

※ 高齢者学級（明和大学）：高齢者が自ら学び活動する生涯学習の場。対象は原則 65 歳以上の町民で修学期間 3 年（卒業後、3 年間の研修生制度がある）。学習は隔週水曜日に実施

※ 認知症サポーター：認知症とはどういうものか、その症状や予防、認知症の方に接する時の心構えなどについてを内容とする認知症サポーター養成講座を受講・修了した者を称する名称

施策

施策の区分	施策の内容	
(1) 高齢社会への対応	① 高齢者保健福祉計画※・介護保険事業計画※の推進 【保健福祉G】	「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築し、介護保険制度を含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進と円滑な実施を目指します。
	② 高齢者虐待防止及び早期発見のための体制の整備 【保健福祉G】	高齢者虐待防止ネットワーク会議※を開催し、虐待の早期発見や発見時の対応協議を行うとともに、地域の連携協力体制づくりを推進します。
	③ 緊急通報装置※の整備による高齢者等の安心の確保 【保健福祉G】	身体的又は精神的に緊急事態に機敏に行動することが困難と認められる高齢者等の居宅に緊急通報装置を設置します。
	④ 地域における見守り体制の充実 【保健福祉G】	地域自治会や民生委員、ボランティアなどによる地域で高齢者を見守る体制づくりについて推進します。
	⑤ 認知症高齢者対策の推進 【保健福祉G】	認知症の相談支援体制づくり、認知症に関するネットワークの強化を図るとともに、認知症の理解を促進します。
(2) 自立生活の支援	① 健康づくり・疾病予防の推進 【保健福祉G】	要介護状態の要因となる生活習慣病等の疾病予防や早期発見のため、壮年期※からの健康づくりの推進を図ります。
	② 認知症に対する支援体制の整備 【保健福祉G】	認知症に関するネットワークの強化、認知症の理解の促進、認知症高齢者等及び家族に対する支援を行います。
	③ 生活支援サービスの基盤整備の推進 【保健福祉G】	多種多様な生活支援の取組をコーディネートする機能の充実や、高齢者自らも含めた資源開発※などの基盤整備を推進します。
	④ 生活環境の整備 【保健福祉G】	間口除雪※などの冬期間の生活環境の整備、災害時における避難支援、住環境の整備を行います。

自然の美しさや暮らしの安心を、みんなで護りあうまちづくり

基本目標 2

☆()で掲載しているものは、その上段の施策の一部という意味です。

施策の区分		施策の内容
(2) 自立生活の支援	⑤災害時における避難支援 【保健福祉G】	避難行動要支援者※名簿作成により、災害発生時に自力では避難できない要支援者のための地域の自主的な取組を促進します。
(3) 権利擁護事業※の促進	①成年後見制度の普及啓発、市民後見の推進 【保健福祉G】	相談窓口の運営、成年後見制度の周知及び市民後見人の育成・支援を行うことにより高齢者の権利擁護を図ります。
(4) 地域包括支援センター※の機能充実	①機能の充実と適正運営 【保健福祉G】	業務量に応じた人員配置、行政との連携強化、運営協議会の設置によりセンターの円滑な運営や評価を行います。
(5) 高齢者福祉施設の整備	①小規模多機能型居宅介護施設※等の整備 【保健福祉G】	高齢者が安心して在宅生活を送れるように民間活力※による小規模多機能型居宅介護施設の整備に向けて検討します。
	②高齢者のニーズに合った多様な住まいや施設の確保 【保健福祉G】	民間活力※を活かしたケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅等の整備について、事業者との協議を行います。
(6) 高齢者の社会参加、生きがい活動の促進	①高齢者の就労に対する支援 【保健福祉G】	みどり就労センター※への活動支援及び活動等について広くPRし意欲ある高齢者の就業の参加を促します。
	②生涯学習、文化・スポーツ活動機会の充実 【社会教育G】	元気な高齢社会を築くために、元気な高齢者の積極的な社会参画活動を支援する生涯学習や学習会などの推進を図ります。
	③社会活動参加の促進 【保健福祉G】	町内の各老人クラブ※の活動に対して支援を行います。 高齢者団体等のボランティア活動や健康づくり活動のために多目的バスの貸出し等を行います。
	(高齢世代の居場所、出番の創出) 【保健福祉G】	現状でも、高齢者の相互交流の場は広がりつつあります。引き続き、「きょういく」「きょうよう」※といった多様な交流の場への支援を行って参ります。
	④高齢者の学習と活動機会の充実 【社会教育G】	高齢者学級として実施している「明和大学」は、高齢者が自ら学び活動し、生きがい創出する場として、その果たす役割が大きいことから、今後とも学生などの要望を的確に捉え、魅力ある授業内容を検討し、楽しく学び続けられるよう取り組みます。 明和友の会のサークル活動等、自主的な活動を支援するとともに、学習希望者への学習提供方法を検討します。 マナビティーセンター※において活動している団体・サークル等の情報を広く提供し、高齢者の社会参加へのきっかけづくりを推進します。
(7) 介護保険事業の安定化	①介護保険事業の安定と健全化 【保健福祉G】	制度改正の内容や仕組みについて、各種広報媒体を活用して啓発活動に努めます。 安定した制度運営を行うため介護給付費等の適正化に対する取組に努めます。

基本目標 2

- ※ 高齢者保健福祉計画：高齢者福祉サービスの内容など、高齢者福祉事業全般にわたり必要な事項について老人福祉法に基づいて策定される計画
- ※ 介護保険事業計画：介護保険サービス費用などの見込量を定めたもので、3年に1度、介護保険法に基づいて策定される計画
- ※ 高齢者虐待防止ネットワーク会議：虐待の早期発見や、発見時の円滑な対応について、また虐待防止のネットワークを構築すべく、行政や警察、福祉団体などの関係機関により構成する会議
- ※ 緊急通報装置：自宅の電話器と一緒に設置される装置で、緊急事態がおこったときは、ボタンを押すだけで消防署へ通報でき、また煙などを感知した場合は自動で消防署に通報される装置
- ※ 壮年期：成人としてももっとも体力、気力が充実しているとされる年齢
- ※ 高齢者自らも含めた資源開発：高齢者を支える地域のボランティアなどの資源だけでなく、比較的元気な高齢者についてもボランティアや趣味を活かした活動など支援する側としての活躍の場を開発
- ※ 間口除雪：高齢者の方や障がいのある方が、通院や買物などの外出時に支障となる、道路に面した出入口部分（間口）の雪を除雪する事業
- ※ 避難行動要支援者名簿：災害発生時に自力では避難できなく、安否確認や避難時の手助けが必要となる方について、事前にその支援内容等を登録しておく名簿のことで、災害発生時には自治会など地域の方々が協力・連携して支援する。
- ※ 権利擁護事業：認知症高齢者など判断能力が不十分な為、日常生活に困っている方に対して、安心して自立した生活が送れるように、金銭管理や重要な契約などの福祉サービス等の利用援助を行う事業
- ※ 地域包括支援センター：町民のみなさんが住み慣れた町で安心して暮らすことが出来るよう、さまざまな相談を受け、必要な支援につなげるお手伝いを行うために市町村内に置かれている「総合相談機関」
- ※ 小規模多機能型居宅介護施設：利用者の状況や希望に応じて、通所を中心としながら、訪問や宿泊を組み合わせたサービスを提供する施設
- ※ 民間活力：民間事業者による整備とサービス提供
- ※ みどり就労センター：高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する団体で、定年退職者などの高齢者が、臨時的かつ短期的又は特別な知識・技能を活かした軽易な就業を提供
- ※ 老人クラブ：各自治会単位などで高齢者を会員とし、高齢者自身による企画・運営で無理せず、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくりなどの活動を行う場
- ※ 「きょういく」「きょうよう」：「今日、行くところがある」と「今日、用がある」の意
- ※ マナビティーセンター：町民の地域活動や趣味・教養・文化の学習実践活動及びレクリエーションの場。サークルや各種団体の日常活動・研修等のほか各種講座・教室も開催

関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度



自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり

基本目標 2

2-3 障がい者福祉の充実

現状と課題

平成18年4月から障害者自立支援法*が施行となり、身体、知的、精神障がいの種別にかかわらずサービスを利用するための仕組みが一元化され、更に平成25年度から障害者総合支援法*が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような状況の中、障がいのある人が地域で自立した生活をおくるためには、地域が障がいのある人に対する正しい理解を深めることや就労の場の確保、生活環境の整備、障がいのある人や家族及び介護者等への支援体制の確立が求められております。

本町では今回、現状や課題等の検討を行い現行の計画を見直し、「第4期美幌町障がい者福祉計画*」を策定し、障がいのある人の積極的な社会参加や住み慣れた地域の中での自立を促進するとともに、町民、ボランティア、関係機関・団体、民間企業等と連携を図りながら、誰もが安心して生き活きと暮らせるまちづくりを進めてきました。

障がい者は、年齢や障がいの程度、生活状況などが様々ですが、住み慣れた地域で安心して、生き活きと自立した生活をおくるために地域社会全体で障がい者を理解し、支えていくことが必要です。

町内には子ども発達支援センター*があり、心身に障がいや有する子どもやことばの発達の遅れた未就学児童の日常生活における基本動作の訓練と家族への必要な指導・助言を行っています。

近年、通所児童が増えており、指導員を増員して対応しています。

※障害者自立支援法:障がい者が必要とするサービスを利用し、地域で安心して暮らせるの実現を目指して平成18年10月1日施行

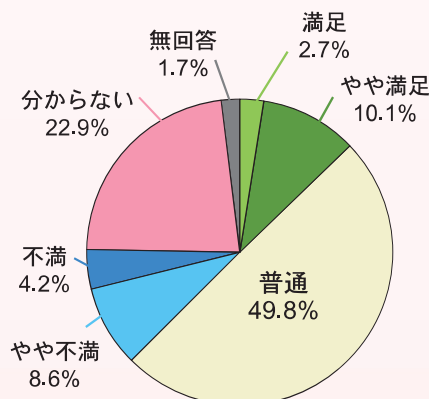
※障害者総合支援法:平成25年4月1日施行。「障害者自立支援法」から移行するとともに、障がい者の定義に難病が追加された。

※第4期美幌町障がい者福祉計画:障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活を営むことができるように障害福祉サービスなどが計画的に提供されるための方針

※子ども発達支援センター:発達支援の必要が認められる児童に対し、必要な指導を行うことにより当該児童の健全な育成を図ることを目的として設置された児童福祉法に基づく施設



満足度（H26 まちづくりアンケート）
障がい者（児）福祉の取り組み



基本的な考え方と指標

○障害者総合支援法の理念を踏まえつつ、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「障害種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等」、「入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」を基本方針として「誰もが安心して、生き活きと暮らせるまち」の実現に向け、着実に事業を推進していきます。

基本目標 2

指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
障害福祉サービス等※利用者数	H26	366 人	354 人	342 人	330 人
地域生活支援事業※の利用者数	H26	128 人	124 人	120 人	115 人

※ 障がい福祉サービス等：居宅介護や施設での介護、就労に必要な訓練、補装具費の給付など、障がい者が利用できる制度全般
 ※ 地域生活支援事業：地域生活支援センター、日中一時支援、移動支援、日常生活用具費給付など、町が実施する事業

施策

☆（ ）で掲載しているものは、その上段の施策の一部という意味です。

施策の区分		施策の内容
(1) 障がい者福祉の推進体制の充実	① 障がい者計画及び障がい福祉計画の推進 【保健福祉G】	美幌町障害者自立支援協議会※において障がい計画等の進行管理を行います。
	② 障がい者に関する相談、指導の充実 【保健福祉G】	障害者相談員※や地域包括支援センターの相談窓口設置により相談を行います。
(2) 障がい者の自立生活の支援	① 福祉サービスの提供体制の充実 【保健福祉G】	障がい者の自立を支援するため、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターなど障がい福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
	② 障がい者の家族・支援団体等のニーズ把握 【保健福祉G】	障がい者施策の推進にあたっては、障がい者やその家族、団体などから意見を聞き取り、施策の反映に努めます。
(3) 障がい者福祉施設の整備	① 障がい者の生活・訓練施設の整備促進 【保健福祉G】	民間活力によるグループホーム※の整備の支援を行います。
	② 子ども発達支援センターの充実 【児童支援G】	心身に障がいがある又はことばの発達の遅れた未就学児童の日常生活における基本動作の訓練、集団生活への適応訓練と家族への必要な指導、助言を実施します。
(4) 障がい者の社会参加、生きがい活動の促進	① 就労機会の確保 【保健福祉G】	障がい者の一般就労移行や就労確保の場の拡大など関係機関との連携を図り、地域全体で雇用の場の確保に努めます。
	（障がい者への働く場の支援） 【保健福祉G】	関係機関等の協力を得ながら、引き続き障がい者の自立支援対策に努めて参ります。
(5) 権利擁護事業の促進	① 障がい者虐待防止 【保健福祉G】	組織体制づくり、関係機関職員の資質向上、啓発活動等を実施し、関係機関との連携を図り虐待の防止や早期発見等の取り組みを強化していきます。
	② 成年後見制度の普及啓発、市民後見の推進 【保健福祉G】	相談窓口の運営、成年後見制度の周知及び市民後見人の育成・支援を行うことにより障がい者の権利擁護を図ります。

※ 美幌町障害者自立支援協議会：障害者総合支援法に基づき、障がい者の生活を支えるためのシステムづくりに関し、関係機関と連絡調整を行うために設置

※ 障害者相談員：心身に障がいのある方やその家族から相談を受けるため、町から委嘱された地域の相談員

※ グループホーム：身体・知的・精神障がい者等が世話人の支援を受けながら、地域のアパート、一戸建て等で生活する居住の場

自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり

基本目標 2

関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町障がい者計画	平成 19 年度～平成 28 年度
第 4 期美幌町障がい福祉計画	平成 27 年度～平成 29 年度



自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり

基本目標 2

2-4 子育て支援の充実

現状と課題

子育て支援及び保育園

「美幌町子ども・子育て支援事業計画※」に基づき、子育てに関する総合的な取組を進めています。子育て支援に関する情報提供を行うこと、また、児童虐待などを乳幼児検診などの機会を通じ未然に防ぐことが必要です。

保育園(所)は、通年開設の保育園2カ所※のほか、季節・へき地保育所4カ所※、民間保育所1カ所※があり、保護者のニーズに応じて保育サービスの充実に努めています。少子化によって子どもの数が減少している中、今後のあり方を検討する必要があります。

学童保育所は町内に3カ所※のほか、コミュニティセンターに児童センターを設置し放課後児童対策を実施しています。学童保育所の対象学年が法改正により拡大されたため、その対応が必要です。

母子保健

妊産婦及び乳幼児の健康診査、健康相談、健康教育を実施し、異常の早期発見、早期治療を図るとともに育児に関する指導、相談を行い、子どもたちの健やかな育ちを支援することが必要です。

※美幌町子ども・子育て支援事業計画:質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために策定する、子ども・子育て支援法に基づく事業計画

※通年開設の保育園2箇所:美幌保育園と東陽保育園

※季節・へき地保育所4箇所:季節保育所は中央保育所。へき地保育所は上美幌、福住及び田中の各保育所

※民間保育所1箇所:特定非営利活動法人ひまわり保育園

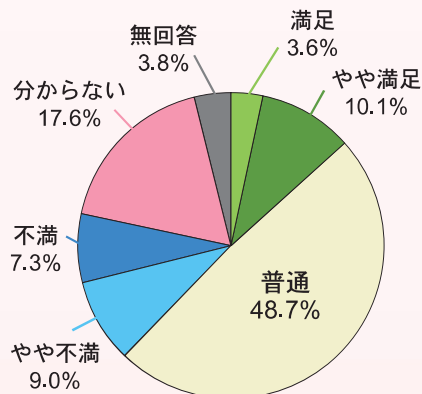
※学童保育所は町内に3箇所:美幌、東陽、旭の各学童保育所



基本的な考え方と指標

- 仕事と子育ての両立ができ、安心して子どもを預けられるよう保育園(所)における保育サービスの充実や保護者の負担軽減を図ります。
- 子育て支援センターにおける相談体制の充実を図り、子育て情報の提供や子育てに関する相談・指導、託児ボランティアの養成に努めます。
- 児童虐待防止のため、虐待の背景にある家族を取り巻く様々な問題を通じて、関係機関と連携を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- 放課後児童対策として、子どもが安全に過ごすことの出来る場の充実に取り組みます。
- 妊娠、出産、育児期における母子保健対策の充実を図り、全ての子どもの健やかな成長を育む切れ目のない支援を推進します。

満足度 (H26 まちづくりアンケート)
子育て支援(保育園も含む)



自然の美しさや暮らしの安心を、みんなで護りあうまちづくり

基本目標 2

指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
子育て支援センター利用者数	H26	10,834 人	9,435 人	8,715 人	8,041 人

施策

自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり

施策の区分		施策の内容
(1) 次世代育成支援	① 子ども・子育て支援事業の推進 【児童支援G】	子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された子ども・子育て関連3法に基づく新たな制度で、その支援内容については子ども・子育て支援事業計画により着実な推進を図ります。
	② 子育て世代への支援 【保健福祉G】	子育て世代の負担軽減のため、医療費軽減について、国や道に要望するとともに、町においても財政状況を勘案しながら支援の拡大を図ります。
(2) 子育てに関する相談・指導の充実	① 育児に関する相談体制の充実 【児童支援G】	子育て支援センターへの直接電話や来所による相談を受け付け、親の育児不安などの解消を図ります。
	② 子育てサポートボランティア*の人材養成 【児童支援G】	子育て支援センターで託児が必要な行事が多い反面、託児ボランティアが不足しているため、養成を図ります。
	③ 児童虐待の早期発見と速やかな保護をはかる相談体制の充実 【児童支援G】	各児童福祉施設や幼稚園又は児童の健診時などを通じ児童虐待などの早期発見、未然防止に努めます。
	④ 虐待防止支援体制の充実 【児童支援G】	児童虐待と思われるケースについては、要保護児童対策地域協議会*等と協議の上、対策を講じます。
(3) 保育園（所）の充実	① 特別保育*を含めた保育園（所）の充実 【児童支援G】	保育園での一時預かりや障がい児保育を実施します。 保護者の労働実態により保育の必要量に合った保育区分を設けます。 少子化で児童数が減少する中で保育園・季節・へき地保育所、民間保育所を含めた今後のあり方を検討します。
	② 保育料軽減など子育て世代への支援 【児童支援G】	子育て世代の負担軽減のため、保育料の軽減を図って参ります。
	③ 0歳児保育・休日保育の推進 【児童支援G】	町内の民間保育所で0歳児保育、休日保育を実施します。 町立保育園では施設の老朽化による改築等の際に検討します。

基本目標 2

施策の区分		施策の内容
(4) 学童保育の充実	①学童保育所の充実 【児童支援G】	留守家庭等となる児童の健全育成と福祉増進を図ります。 法改正による対象学年拡大に伴い現有施設の拡大の可能性を探りながら今後学年拡大について検討します。
	②児童センターの充実 【児童支援G】	地域の子ども達に健全な遊び場を提供します。
(5) ひとり親福祉の充実	①ひとり親家庭への相談体制の充実 【保健福祉G】	児童扶養手当※の申請受付、ひとり親家庭医療費の助成、母子寡婦福祉資金※の受付等を行います。
	②母子家庭への就労支援 【保健福祉G】	母子家庭の生活の安定と向上のため就労情報の提供と支援を実施します。
(6) 母子保健の推進	①妊婦健診や乳幼児健診等による母子保健の推進 【保健福祉G】	母子健康教育や乳児全戸訪問、乳幼児健診、乳幼児相談により、異常の早期発見、早期治療につなげるとともに、子育て支援を充実することにより、母子の健康推進を図ります。
	②経済的支援の充実 【保健福祉G】	妊産婦や子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育てを支援します。
(7) 家庭における食育※	①健全な食生活の推進 【保健福祉G】	食育※に関する情報提供や料理教室等を開催し、子どもたちが生涯にわたり健康で質の高い生活を送ることができるよう食育を推進します。

- ※ 子育てサポートボランティア：子育て支援センターで、センター活動や年間行事等において託児のお手伝いや子ども達と一緒に活動していただく方
- ※ 要保護児童対策地域協議会：要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、行政、児童福祉、保健医療、教育、警察等関係機関が連携・協力し被虐待など要保護児童やその保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行うための協議会
- ※ 特別保育：保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育又は保護者の疾病や家族の疾病による付き添い等緊急時の一時的な保育を必要とする児童に対して実施する一時預かりや心身に障がいのある児童を健常児との集団保育により共に育ち合い、障がい児の福祉の増進を図るための障がい児保育
- ※ 児童扶養手当：父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自律の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当
- ※ 母子寡婦福祉資金：母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立を助け、扶養している児童（子）の福祉を増進することを目的として貸し出される貸付金
- ※ 食育：栄養の偏り、不規則な食事、安全性の問題や食文化の継承など、生産から消費まで一貫した「食」に関する考え方を家庭、学校、保育所、地域等を中心に育むことを国民が総合的に推進すること。

関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町子ども・子育て支援事業計画	平成27年度～平成31年度
美幌町第Ⅱ期健康増進計画	平成25年度～平成29年度
第4期美幌町障がい福祉計画	平成27年度～平成29年度

自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり

基本目標 2

2-5 保健予防対策の推進

現状と課題

町民の平均寿命は、生活習慣の改善や医学の進歩などを背景に、年々伸びている一方で、急速に進む高齢化、生活習慣病*の増加や、要介護高齢者の増加などが大きな課題となっています。

美幌町では、町民が健康で心豊かに生活することができ、活力ある社会であるために「美幌町健康増進計画*」を策定し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおける健康課題をとらえ、課題毎の目標を定めて個人や家族、地域、職場、行政など様々な機関等が連携協力を図りながら環境整備や健康づくりに取り組んでいます。

また、健康づくりを効果的、継続的に推進するために、食生活、喫煙対策、歯と口腔、こころの健康*を重点課題とし、取り組むべき具体的な目標を設定し、健康づくりの推進を図っています。

誰もが健康で生き生きとした生活を送るためには、生活習慣病等の疾病予防や早期発見など、健康づくりの推進により、町民一人ひとりの生活の質を高め、健康寿命を延ばすことが重要です。

※生活習慣病:食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關する疾患群

※美幌町健康増進計画:健康を維持しながら長生きを楽しむ健康づくりの推進をめざし、ライフステージ別に栄養・運動・歯科保健・喫煙・メンタルヘルスなど項目毎の目標を定め、個人や家族、地域、職場、行政が取り組む計画

※こころの健康:自分の感情に気づいて表現できること(情緒的健康)、状況に応じて適切に考え、現実的な問題解決ができること(知的健康)、他人や社会と建設的でよい関係を築けること(社会的健康)を意味している。人生の目的や意義を見出し、主体的に人生を選択すること(人間的健康)も大切な要素であり、こころの健康は「生活の質」に大きく影響する。



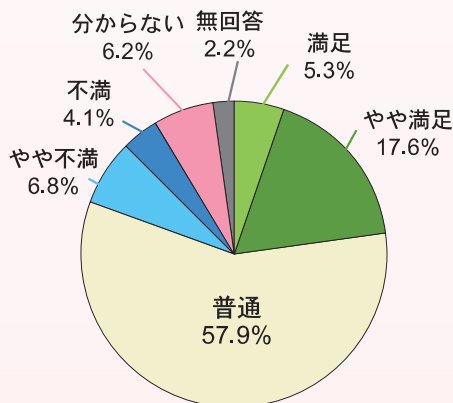
基本的な考え方と指標

○毎日楽しく健康に暮らすことは、町民全ての願いです。町民が共に支え合いながら、子どもから高齢者まで、心身共に健やかで希望や生きがいを持ち、それぞれが望む「健康」を得ることができるよう健康づくりを推進します。

○保健福祉の総合相談と健康づくりの実践機能を統合した保健福祉、地域活動の中核施設であり、「健康づくり」「高齢者福祉」「障がい福祉」「児童福祉」「社会福祉」「地域福祉」の6つの機能を備える保健福祉総合センター*を拠点として、乳幼児から高齢者まで町民全ての健康管理と健康増進、福祉向上を推進します。

○全ての町民が心豊かに生活できる健康づくりのための食育を推進します。

満足度 (H26 まちづくりアンケート)
健康づくりや病気の予防対策



基本目標 2

指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
健康教育※実施回数 （概ね 64 歳以下対象）	H26	32 回	35 回	35 回	35 回

※ 保健福祉総合センター：町民の健康と生きがいづくりの活動拠点及び福祉サービスの総合的かつ効果的な提供拠点として機能する施設

※ 健康教育：健康の保持増進を目的に、個人や集団を対象に健康知識の普及や実践を推進する活動

施策

施策の区分	施策の内容	
(1)総合的な保健体制の充実	①健康づくりの推進や保健医療体制の整備充実 【保健福祉G】	保健医療関係団体※の活動を支援し、保健医療体制を整備するとともに各組織の連携充実及び活動の推進を図ります。
(2)保健予防、保健指導の推進	①生活習慣病予防のための各種健（検）診等の実施と生活改善に向けた保健指導の実施 【保健福祉G】	各種がん検診や健康診査及び健康相談、保健指導などを実施するとともに、受診しやすい体制を整備することにより生活習慣病の予防、疾病等の早期発見、早期治療を促し、町民の健康増進を図ります。
	②総合的で連携を強化した地域保健、学校保健、職域保健※の推進 【保健福祉G】	地域、学校、家庭、企業が連携し、健康課題や対策に取り組むことにより、健康づくりの推進を図ります。
	③予防接種による感染症予防 【保健福祉G】	感染のおそれがある疾病の知識を普及するとともに発生、蔓延及び重症化を予防するため各種予防接種を行うことにより健康増進を図ります。
(3)介護予防の推進	①生活習慣病や認知症を予防する生活の理解と自ら健康づくりに取り組める環境の整備等 【保健福祉G】	老人クラブ等での健康相談、出前講座や地域と協力した介護予防教室の実施、保健福祉総合センターを活用した各種教室の開催、認知症についての知識の普及啓発や認知症予防ボランティア※による事業の充実により介護予防を推進します。
(4)介護予防マネジメント体制※の確立	①介護予防ケアプラン※の作成 【保健福祉G】	地域包括支援センター職員のスキルアップを図り、適正な支援を行います。 認定者の増加に伴い、センター職員の充実を図ります。
(5)健康づくりの推進	①ヘルスリーダー※の養成、育成及び活動の推進 【保健福祉G】	ヘルスリーダーの人材確保に努めるとともに、資質の向上を図り、町民が健全な食生活を送ることができるよう健康教育を主体的に企画実践し、健康増進を図ります。
	②地域における健康づくりの推進 【保健福祉G】	「美幌町健康増進計画」に基づくライフステージ※に応じた健康づくりの推進のため、健康相談、出前講座や各種教室を実施し、総合的な健康づくりを推進します。

自然の美しさや暮らしの安心を、みんなで護りあうまちづくり

基本目標 2

☆() で掲載しているものは、その上段の施策の一部という意味です。

施策の区分		施策の内容
(5) 健康づくりの推進	(健康づくりの総合的、計画的推進) 【保健福祉G】	健康課題を分析・評価しながら、必要な施策を検討し、取り組んで参ります。
	③ 質の高い健康運動指導体制の充実 【保健福祉G】	健康運動指導士※の確保に努めるとともに、運動指導員への研修等により健康運動指導体制の向上を図ります。
	④ 保健福祉総合センターの施設整備及び充実 【保健福祉G】	適切な施設運営により、保健福祉、健康づくりの中核施設としての機能を維持するため施設の整備、充実を図ります。

- ※ 保健医療関係団体：救急搬送に対応する救急医療や休日の急病患者への医療を担う病院・診療所、周辺地域への訪問看護を行う事業所等地域保健医療関係機関及び団体
- ※ 職域保健：労働者を対象とした健康づくり
- ※ 認知症予防ボランティア：認知症予防を推進するボランティア団体など町民の自主的な活動で、美幌町では、認知症予防運動などを行うやまびこの会や、家族支援も含めた活動を行うサフランの会などがある。
- ※ 介護予防マネジメント体制：要支援者に対して、本人・家族との話し合い等をもとに、現状の生活行為に関する評価・分析を行い「本人がどんな生活を送りたいか」についてあらゆる角度からその支援方法等を考える体制
- ※ 介護予防ケアプラン：要支援者に対して、目標とする生活のイメージについて記載し、実現するための目標を設定、その実現のため必要とされる支援方法、支援メニューを作成するもの。
- ※ ヘルスリーダー：町が実施するヘルスリーダー養成講座を受講し、自らの健康に関心を持ち、健康的な生活習慣を実践するとともに地域における健康づくりのリーダーとして主体的に取り組む町民
- ※ ライフステージ：幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期といった、年齢にともなって変化する生活段階。
- ※ 健康運動指導士：保健福祉総合センターにおいて、町民の健康を維持・改善するために、安全かつ適切な運動プログラムを提案・指導する専門家

関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画	平成27年度～平成29年度
美幌町第Ⅱ期健康増進計画	平成25年度～平成29年度



2-6 地域医療体制の充実

現状と課題

現在の町立国保病院は、平成12年に改築し医師8名、6診療科(内科・外科・小児科・産婦人科・整形外科・眼科)体制によりスタートし、経営改善により患者数が増加したものの、医師の退職や非常勤化、科の休診などにより患者数が減少しました。その後、医師招へいの取組により新たな診療科の開設等を行い、平成27年6月からは、10科の外来診療体制(外科、整形外科、循環器内科、内科、総合診療科、腎臓内科、小児科、泌尿器科、眼科、脳神経外科)で常勤医師10名及び非常勤医師2名体制がスタートし、今後は事業収益の向上が大きく期待されています。

また、病院改築時の施設・設備や高度医療機器*が更新時期を迎えており、平成22年度から年次的な更新事業に着手していますが、新たな診療科の開設に伴い高度医療機器の導入も必要となることから、借入金や町からの繰入金が増加が懸念されています。

一方、地域の高齢化により、保健・医療・介護・福祉のネットワークの重要性が高まっており、町内で唯一の一般病床を有する中核病院が果たすべき役割として、病診・病病連携*、予防医療*、在宅医療*など地域包括ケアの取り組みが求められていることから、平成25年4月に地域医療連携室*を開設し、より良い医療環境の構築に向け、取り組みを進めています。

※高度医療機器:放射線、磁気、超音波などの先端技術を導入した検査や治療のための医療機器

※病診・病病連携:病診連携とは、病院と診療所が連携して医療を提供する仕組み。病病連携とは、病院と病院が連携をとる仕組み。

※予防医療:生活習慣の改善や予防接種などによって病気になるのを防ぐだけでなく、たとえ病気になっても早期に発見・治療して重症化を防ぎ、さらにはリハビリテーションなどにより病気からの回復を早め、再発を防ぐこと。

※在宅医療:通院困難な患者の自宅や介護施設などに医療者が訪問して医療を行うこと。

※地域医療連携室:地域の医療機関や介護施設等との連絡調整窓口となり、より良い医療環境を構築することを目的とした部署



基本的な考え方と指標

○町民の医療ニーズを踏まえ、診療体制の充実と経営収支の改善、病床機能の見直し検討などに取り組み国民健康保険病院の充実に努めます。

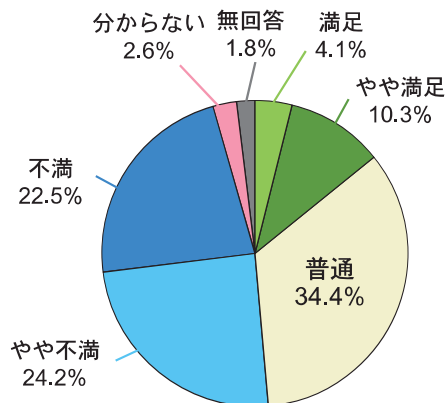
○救急医療、広域医療に関する体制の維持・向上に努めるとともに、保健・医療・介護・福祉との連携を深めながら在宅医療や予防医療など地域包括ケアを推進し、より良い医療環境の構築に努めます。



基本目標 2

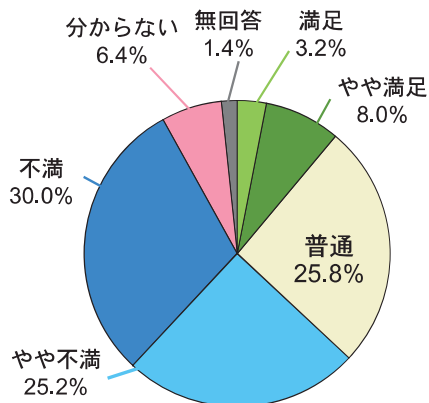
満足度（H26 まちづくりアンケート）

医療環境



満足度（H26 まちづくりアンケート）

国保病院の充実



指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
医師数	H27	10 人	12 人	12 人	12 人
診療科数	H27	10 科	11 科	11 科	11 科

施策

☆（ ）で掲載しているものは、その上段の施策の一部という意味です。

施策の区分		施策の内容
(1) 国民健康保険病院の充実	① 固定医師の確保 【国保病院】	ホームページによる医師募集やインターネットを活用した募集広告の掲載など招聘活動に取り組み、眼科医師の常勤化や産婦人科医、麻酔医の招聘に努めます。
	② 新たな診療科の検討 【国保病院】	医療ニーズを踏まえ、産婦人科、呼吸器内科、精神科など新たな診療科の開設を検討するとともに、非常勤医師による専門外来・特殊外来の開設を検討します。
	③ 施設・設備や医療機器の充実 【国保病院】	必要な医療機器等の更新計画を作成し年次的に整備を行います。また、新たな診療科の開設に伴い必要な高度医療機器の導入を進めます。
	（国保病院の医療提供体制、医療機器の充実） 【国保病院】	医師確保については、今後も継続して実施します。産婦人科医の招聘及び眼科医の固定化を目指します。医療機器更新は、次期更新計画を策定し、計画的に整備する予定で、整形外科・脳神経外科・泌尿器科でMRI※が必要であるため更新の検討を行います。
	④ 医療従事者等の育成確保 【国保病院】	患者本位で安全かつ質の高い医療を提供するため、患者接遇の向上に取り組むとともに、高い技術や知識を有する看護師や医療技師など医療従事者の育成・確保や経営管理を担う事務局体制の強化を図ります。

基本目標 2

☆() で掲載しているものは、その上段の施策の一部という意味です。

施策の区分		施策の内容
(1) 国民健康保険病院の充実	⑤ 新たな収支改善対策の推進 【国保病院】	これまでの経費節減・抑制対策の検証や、施設基準の見直しによる診療報酬※の増加対策を進めるとともに、新たな公立病院改革プランの作成に取り組みます。
	⑥ 病床機能の見直し検討 【国保病院】	病床稼働率※の向上や町民の医療ニーズを踏まえ、一般病床※から療養型病床※への一部転換について検討を進めます。 また、病診連携を推進するため、開放型病床（オープンベッド）※の設置についても検討を進めます。
(2) 保健・医療・介護・福祉との連携強化	① 地域包括ケアの推進 【国保病院】	高齢化が進展する中、高齢者を在宅で支援するシステムとして在宅医療（訪問診療）を推進するとともに、在宅療養支援病院の施設基準の取得や院内に居宅介護支援事業所を設置し、退院後のケアプラン※作成に取り組みます。 また、健診など予防医療（保健事業）の充実や医療ソーシャルワーカー※による相談体制の充実に努めます。
	(地域包括ケアシステムの確立) 【保健福祉G】	地域の特性を活かしながら、地域にあったより良いシステムが構築できるよう引き続き取り組んで参ります。
(3) 広域医療体制の充実	① 病診・病病連携強化 【国保病院】	地域医療連携室の機能として地域の病院や診療所との医療連携を強化し、それぞれの医療機関の機能に応じ役割を分担し、症状に応じた適切な医療の提供に努めます。
	(病病、病診等地域医療連携の推進) 【国保病院】	病院改革プラン※で地域包括ケアの推進が求められ、地域医療連携室に居宅介護事業所の設置や訪問看護師の採用などマンパワーの充実に図ります。地域医療連携を図るため電子カルテの導入に合わせ、地域連携システムの導入で保健・医療・福祉・介護施設などの連携と北見日赤との医療連携を実施します。
(4) 救急医療体制の充実	① 国保病院における救急医療体制の充実 【国保病院】	地域により密着した救急医療を提供するため、休日の常勤医師による救急診療体制の構築を推進します。
(5) 医療従事者等の確保対策の推進 【保健福祉G】		医療・福祉・介護の現状、医療従事者の定着率、今後のニーズ等、現行の制度設計の見直しを含め検討いたします。
(6) 医療、保健、介護、福祉ネットワークの確立 【保健福祉G】		関係機関の連携が不可欠であり、引き続きネットワーク形成構築のための研究を進めて参ります。

※ MRI: 磁気共鳴画像診断装置の略で、磁気の力を利用して体の臓器や血管を撮影する医療機器

※ 診療報酬: 医療サービスの対価として支払われる報酬のこと。金額の元となるのが診療報酬点数表で、医療機関の施設基準（医療機関の機能や設備、診療体制等の評価）などで増減がある。

※ 病床稼働率: 病院のベッドがどの程度効率的に稼働しているかを示す数字。その数字が高いほど空きベッドが少なく、効率的に利用されていることになる。

※ 一般病床: 主に病気やケガなど、急性疾患の患者を対象とする病床（ベッド）

※ 療養型病床: 病状が安定している要介護者に、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や機能回復訓練などの医療を行う病床のこと。

自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり

基本目標 2

- ※ 開放型病床（オープンベッド）：病床の一部を開放し、入院患者の日常の「かかりつけ医」である診療所の医師と入院中の担当医と情報を共有し、協力して治療を行うことができる病床
- ※ ケアプラン：介護保険制度で要介護認定を受けた場合、本人の希望や必要性和利用限度額や回数に基づいて作成される介護サービスの計画
- ※ 医療ソーシャルワーカー：保健医療機関において、社会福祉の立場から患者やその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行う職種
- ※ 病院改革プラン：公立病院が地域において果たすべき役割を明確にするとともに、適切な財政負担のもと経営を健全化し、その役割を継続的に果たしていくために策定する計画

関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町立国保病院改革プラン（予定）	策定年度～平成32年度

2-7 生活環境保全・緑化活動の推進

現状と課題

環境共生※、環境保全

太陽光発電、ペレットストーブ※、照明器具LED化、ハイブリッド車※などは二酸化炭素の排出量の抑制に効果がありますが、普及途上の状態であり、今後、家庭や事業所での導入を進めていくことで温室効果ガス※発生抑制及び地球温暖化※防止に努めていくことが必要です。

北海道は、町内2箇所を、貴重な自然が残るとして環境緑地保護地区※に指定しており、委嘱された自然保護監視員が定期的に巡回して自然保護に努めています。

公害防止では、灯油タンク倒壊等による油流出事故が年に数件程度発生していますが、大きな被害にはなってありません。また、騒音、悪臭による苦情もあり、その都度現地を確認し原因者に対し指導しています。

環境美化

各自治会、企業、団体等により町内一斉清掃などの清掃活動が行われています。また、自治会連合会衛生部会と共同で不法投棄防止看板を設置し、委託業者により不法投棄防止パトロールを実施していますが、不法投棄は未だに発生している状況です。

緑化・花いっぱい運動※については、自治会及び公共施設を対象に花苗配布を行っているほか、フラワーマスター※などを通じて、自治会・公共施設などに住民の協力を得ながら継続して植栽・植樹を行っています。

火葬場、墓地

墓地、墓園のうち、柏ヶ丘霊園、びほろ霊園、市街共同墓地※は残区画数が少なくなっているものの、町外転出等により年間数件の返還があり、残区画数は横ばいとなっています。

特に柏ヶ丘霊園、市街共同墓地では、市街地から近いことなどから、返還区画を希望される方もいます。

火葬場施設（望岳苑斎場）は、美幌・津別広域事務組合の施設で、平成6年11月に建築されてから20年が経過し、近年火葬件数も増加傾向にあることから、故障を未然に防止するためにも、劣化が進行する火葬炉内の耐火物及び耐火ベッド・付帯設備の修繕を計画的に進めることが必要です。



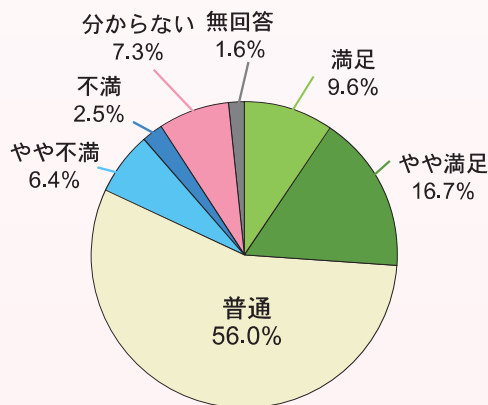
基本目標 2

- ※ 環境共生：河川、湖沼、海岸、里山など多様な自然環境と都市化の進展等によって失われつつある自然環境を次世代に継承するため、自然と人間の調和を図ること
- ※ ペレットストーブ：間伐材や製材端材その他の木材を粉砕した木くずを乾燥し圧縮成型した円柱型の固形燃料のペレットを使用し、化石燃料に替わり二酸化炭素の排出量削減を目指した地球環境にやさしい暖房器具
- ※ ハイブリッド車：ガソリンで動くエンジンと電気でも動くモーターの2つの動力を持っている自動車
- ※ 温室効果ガス：大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされている。
- ※ 地球温暖化：人間活動の拡大で、二酸化炭素・メタン・亜鉛化窒素などの温室効果ガスの濃度が増加することで、地球の表面温度が上昇すること。
- ※ 環境緑地保護地区：北海道が条例に基づき、市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要として指定した地区
- ※ 緑化・花いっぱい運動：木・花を植えることによって景観を良くしようとする取組
- ※ フラワーマスター：花の育成管理や街並み景観に配慮した植花に関する知識・技術を持ち、花のまちづくりのボランティアリーダーとして積極的に指導・助言できる人
- ※ 市街共同墓地：美幌町字元町、柏ヶ丘霊園の西隣に隣接する墓地の名称

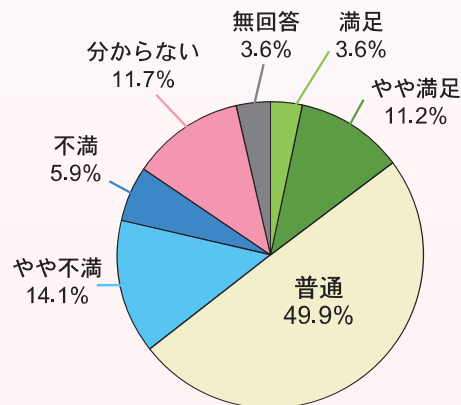
基本的な考え方と指標

- 地球温暖化の防止に向けた取り組みを各分野と連携を図りながら地道に取り組んでいきます。また、自然環境への負荷の軽減及び保護に努め、地域が一体となって環境共生のまちづくりを進めます。
- 地域、各種団体と協力し、不法投棄の未然防止や環境美化の推進に努めるとともに、植樹・花壇の植栽や維持など町民の参画を得ながら地域の緑化推進を進め、美幌町の名にふさわしい「美しい」まちを目指します。
- 宗派、祭祀、儀礼にこだわりのない共同墓地及び霊園、特に市街地の二霊園及び一共同墓地は、利用希望者等の期待に応えられるように区画数を見据えながら、墓園の整備と維持に努めます。
- 円滑な業務運営のため、火葬炉を中心とした設備の維持管理の徹底及び施設使用者の利便性を図り住民サービスの向上に努めます。

満足度（H26 まちづくりアンケート）
自然環境の保護（森林・川など）



満足度（H26 まちづくりアンケート）
環境問題への取り組み（新たなエネルギー、省資源など）



指標名	現在値		前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	H25	8,002,938 kg-CO2	7,095,000 kg-CO2	7,095,000 kg-CO2	7,095,000 kg-CO2

基本目標 2

施策

自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり

施策の区分		施策の内容
(1) 環境共生に向けた総合的な取り組み	① 地球温暖化防止に向けた取り組みの推奨 【環境生活G】	公共施設において照明器具のLED化を推奨していきます。 太陽光発電、ペレットストーブ等の利用による二酸化炭素の削減を目指します。
(2) 自然環境の保護	① 自然環境保護に対する地域による取組への支援 【環境生活G】	地域のボランティアによって、魚無川一斉清掃活動を実施します。 環境緑化保護地区の保全を進め、貴重な自然が失われないよう努めていきます。
(3) 公害の防止	① 関係機関との連携による巡視活動の強化と公害に関する企業の危機管理意識の醸成促進 【環境生活G】	油流出事故における万全な対応及び関係機関との連携に努めます。 公害発生を未然に防ぐための監視活動を実施していきます。 騒音、振動等の発生源である原因者に対する指導を行います。
(4) 環境美化活動の推進	① 地域における清掃活動 【環境生活G】	関係団体との連携を図り、町内一斉清掃の実施を支援します。 ボランティア清掃活動への支援を行います。
(5) 不法投棄対策の推進	① 不法投棄の未然防止と早期発見対策 【環境生活G】	自治会連合会衛生部会と共同で不法投棄防止看板の設置を進めていきます。 不法投棄巡回パトロールを実施して、早期発見と未然防止に努めます。 警察などの関係機関と連携して、不法投棄対策の強化を図ります。
(6) 花や緑による景観の向上及び緑化の推進	① 花による景観づくりの推進 【環境生活G】	フラワーマスター連絡協議会と連携し、花いっぱい運動の推進を図ります。 自治会、公共施設を対象として花苗の無償配布を行い、花いっぱい活動を支援します。
	② 緑の保全、回復及び緑化推進の取り組み 【環境生活G】	関係部署との連携による市街地の空き地空間を利用した緑化の推進及び整備を図ります。
	③ 緑化推進活動の取り組み 【環境生活G】	公共施設や各事業所の協力による緑の創出活動を実施します。 緑の募金運動と町有林への植樹活動を行います。
(7) 霊園の維持管理	① 利用状況に応じた霊園の整備 【環境生活G】	柏ヶ丘霊園、市街共同墓地、びほろ霊園の残区画数の推移を踏まえて、びほろ霊園の造成の検討を行います。
(8) 火葬場施設整備事業	① 火葬炉及び付帯設備の整備 【環境生活G】	20年を経過した火葬施設等の不具合が懸念されるため火葬炉を中心とした設備の改修計画を策定し計画的に整備します。

基本目標 2

関連する計画

計画の名称	計画期間
第2期美幌町地球温暖化防止実行計画	平成25年度～平成29年度
美幌町緑の基本計画（予定）	平成29年度～
第7期美幌町緑化推進計画	平成23年度～平成32年度

2-8 ごみ処理、リサイクルの推進

現状と課題

ごみの収集は、一般ごみ、その他プラごみ、資源ごみ、粗大ごみと区分され、粗大ごみは申込みがあった人に、それ以外は指定の収集日に自宅前に置いておくことで収集が行われる「戸別収集方式」となっております。従前のステーション方式と比べると、若干、分別マナーが守られない状況が見受けられるものの、概ね、分別ルールに基づいた収集が実施されています。

また、平成27年度からは、有害ごみ※、古衣料、小型家電※の戸別収集がスタートしました。

廃棄物処理場は平成27年度に第Ⅱ期が終了、第Ⅲ期へと移行していく予定です。

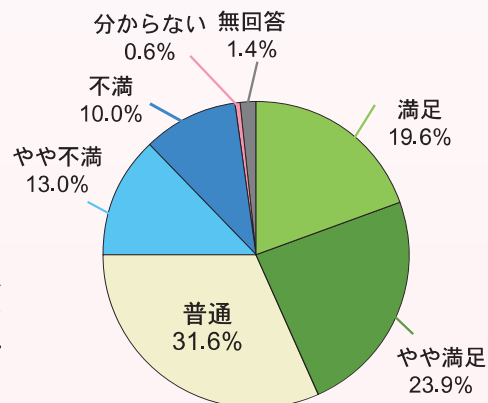
廃棄物処理施設の各種機械等は経過と共に、機器の修繕及び更新が必要となってきています。

※有害ごみ:人体に有害な水銀、亜鉛などを含む電池、蛍光灯（蛍光管）などの廃棄物

※小型家電:使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）により、リサイクル処理される小型電気電池機器



満足度（H26 まちづくりアンケート）
ごみの収集、リサイクル



基本的な考え方と指標

○町民、行政、企業などが一体となって、相互の役割と協力のもと、いままで以上にゴミ分別の徹底とマナーの向上を図り、ゴミ分別、ゴミ減量化及びリサイクルの推進を目指します。

指標名	現在値	前期（H30）	中期（H34）	後期（H38）
廃棄物処理場埋立ごみ量	H26 7,011 トン	6,460 トン	6,299 トン	6,137 トン

基本目標 2

施策

施策の区分		施策の内容
(1) ごみ処理体制の充実	① 分別の徹底に向けた取組と効率的な収集の実施 【環境生活G】	まち育出前講座などの実施や町広報紙、パンフレット等を通じて、ごみに関する知識と理解を深め、排出マナーの向上と効率的な収集の実施に努めます。
	② ごみ処理施設※の適正な維持管理 【環境生活G】	各処理機械の計画的な更新及び修繕への対応に取り組み、施設の適正な維持管理を進めます。
(2) ごみの減量化とリサイクルの推進	① ごみの減量化とリサイクルの推進 【環境生活G】	ごみの減量化に向けた更なる研究と町民の協力による分別手法の検討を進めます。 リサイクルの推進を町民の理解と協力のもと、取り進めていきます。 リサイクル推進ボランティア指導員制度※の設立を目指していきます。

※ ごみ処理施設：廃棄物処理法の規定に基づく、脱水、油水分離、乾燥、破砕などの処理を行う施設

※ リサイクル推進ボランティア指導員制度：ごみ減量化に向けたリサイクルを推進するため、ボランティアの指導員の養成を目指していくこと

関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町一般廃棄物処理基本計画※	平成15年度～平成36年度
第7期美幌町分別収集計画	平成26年度～平成30年度

※ 美幌町一般廃棄物処理基本計画：美幌町の一般廃棄物の処理における基本計画

2-9 社会保障による支援

現状と課題

市町村国保※は、他の医療保険よりも年齢構成が高いため、医療機関を受診する機会も増えることから医療費も増大する傾向にあり、国保財政は不安定になるリスクを抱えています。そのため、特定健康診査※及び特定保健指導※、各種検診等の充実により治療から予防への転換、ジェネリック医薬品※の普及促進等により医療費の適正化を図る必要性が増しています。

また、今後の国保運営については、道が担うこととなる方向性が示されていることから、道と市町村の適切な役割分担の検討が必要となってきます。

後期高齢者医療※は、国民健康保険とは異なり、広域連合による運営が行われており、美幌町では、被保険者の資格の管理及び保険料の賦課徴収を任めています。

基本目標 2

- ※ 市町村国保:市町村が運営する国民健康保険
- ※ 特定健康診査(特定健診):糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査
- ※ 特定保健指導:特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対する指導、リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。
- ※ ジェネリック医薬品:先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に、開発費用が安く抑えられる後発医薬品のこと。
- ※ 後期高齢者医療:75歳以上の高齢者に対する医療のこと。65歳以上の障がい者も後期高齢者医療の対象者となることができる。



基本的な考え方と指標

- 国民健康保険制度の改正を踏まえ、国民健康保険事業で美幌町が担う役割を果たします。
- 健診の周知や重要性を町民に伝えとともに、特定健診などの各種検診等の充実を図り、医療費の抑制に努めます。



指標名	現在値		前期 (H30)	中期 (H34)	後期 (H38)
国民健康保険 1 人当たり給付費	H25	297,662 円	294,685 円	291,738 円	288,821 円

施策

施策の区分		施策の内容
(1) 国民健康保険事業の推進	① 国民健康保険事業の健全な運営と適正な課税及び収納 【環境生活G】	国民健康保険制度の周知及び啓蒙啓発を図ります。 医療費の抑制や適正化に向けた保健指導やチェック体制の充実を図ります。 保険税の負担の公平性の実現に向けて、適正な課税及び収納に努めます。
(2) 高齢者医療制度の推進	① 後期高齢者医療保険制度の推進 【環境生活G】	後期高齢者医療制度の周知及び啓蒙啓発を行います。 保険料の収納確保に努め、安定的な運用を図ります。

関連する計画

計画の名称	計画期間
第 2 期美幌町国民健康保険特定健康診査実施計画	平成 25 年度～平成 29 年度

自然の美しさや暮らしの安心を、みんなで護りあうまちづくり

